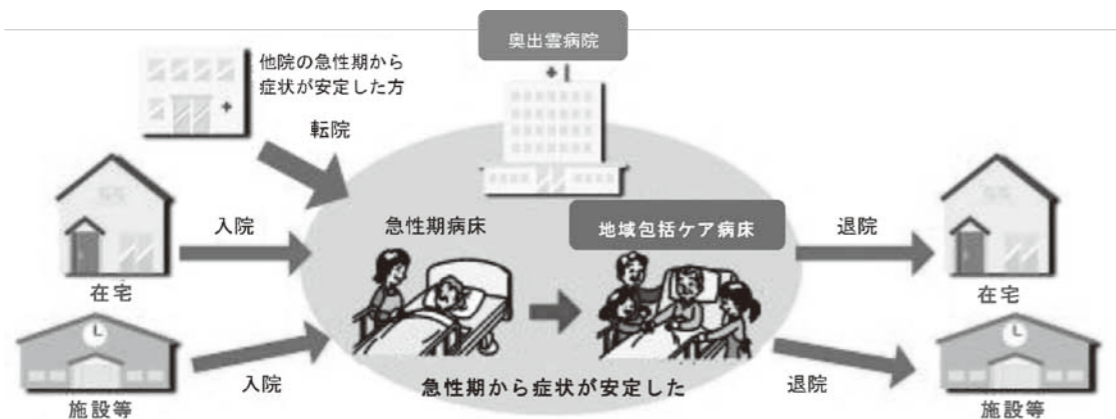


奥出雲病院からのお知らせ

「地域包括ケア病床」の増床について

諸外国に例をみないスピードで高齢化が進む日本において、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）以降、国民の医療や介護の需要は、更に増加することが見込まれております。このような社会状況の中、厚生労働省の方針により2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行ない、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を「地域包括ケアシステム」として、取組みを進めています。奥出雲病院もこうした状況に対応するために、平成26年10月に「地域包括ケア病床」を8床開設しておりましたが、更に、本年7月1日より33床に増床して、該当する多くの患者さまがスムーズに在宅復帰ができるよう医療サービスの向上に努めて参ります。



「地域包括ケア病床」とは？

- ①急性期（病状が急激に現れる時期）の治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さまに対し、在宅復帰に向けて医療管理、診療、看護、リハビリを行なうことを目的とした病床です。
- ②軽～中等度の急性期の患者さまが、入院医療を要する場合に治療を目的とした病床です。
- ③「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、専従のリハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者などが協力して、患者さまのリハビリや在宅支援（相談・準備）を行ないます。

どのような状態の患者が入院するのですか？

在宅あるいは介護施設に復帰予定の方で、主に次のような患者さまが対象です。

- ①入院治療により状態は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
- ②入院治療により症状は安定し、在宅復帰に向けてリハビリが必要な方
- ③在宅での療養準備が必要な方
- ④一般病床からの転床、又は、地域包括ケア病床への直接の入院を主治医が判断して、患者さまやご家族の皆様が今後の治療等のご提案を行ない、同意が得られた場合に地域包括ケア病床に入院していただきます。

入院の期間は？

状態に応じて入院期間は異なりますが、国の基準では60日が限度となります。

入院費用はどうなるのですか？

定められた「地域包括ケア病床」の入院料を算定します。月の医療費の負担は一般病床に比較して自己負担額が増額となる場合もありますが、多くの医療行為を受けても、その殆どの治療料が入院費用に含まれています。また、一般病床の場合と負担上限額は変わりません。

国保コーナー 平成28年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率（額）が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○保険税の本算定について

年度当初の4月から6月までの間は「仮算定期間」でしたが、今回の「本算定」により、各世帯の年税額が確定します。7月以降はその確定額から仮算定期間の税額を差し引き、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くこととなります。

なお、最高限度額は「医療分」が54万円、「支援金分」が19万円になりました。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率(額)	9.22%	29,200円	24,200円
	前年度比較	(0.70%増)	(2,100円増)	(2,700円増)
後期高齢者支援金分	税率(額)	2.80%	9,000円	7,200円
	前年度比較	(同額)	(同額)	(同額)
介護納付金分	税率(額)	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1 【所得割】 世帯の前年所得に応じた計算
 ※2 【均等割】 世帯の加入者数に応じた計算
 ※3 【平等割】 全世帯に平等に課税

○保険税の年額算出例

【算出例1】4人家族で、世帯主の給与年収が400万円（所得に換算すると266万円）、配偶者、子供2人とも収入が無い場合

*年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

(医療分)	・所得割 (266万円-33万円) × 9.22%	= 214,800円
	・均等割 29,200円 × 4人	= 116,800円
	・平等割 1世帯24,200円	= 24,200円
計		= 355,800円 ①
(支援金分)	・所得割 (266万円-33万円) × 2.80%	= 65,200円
	・均等割 9,000円 × 4人	= 36,000円
	・平等割 1世帯7,200円	= 7,200円
計		= 108,400円 ②
(介護分) (※4)	・所得割 (266万円-33万円) × 1.95%	= 45,400円
	・均等割 8,500円 × 2人	= 17,000円
	・平等割 1世帯4,600円	= 4,600円
計		= 67,000円 ③

①+②+③で
年税額 531,200円
 となります。
 (昨年より約5.4%増)

(※4) 介護分は40～64歳の方が対象

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯の前年所得が下表に該当する場合、均等割と平等割を軽減します。今年度も2割軽減と5割軽減の軽減判定が見直されたため、対象者が大幅に拡充されました。

軽減割合	前年の世帯の総所得額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+26万5千円×〔被保険者数〕以下
2割軽減	33万円+48万円×〔擬制世帯主以外の被保険者数〕以下

【算出例2】4人家族で、世帯主の給与年収が344万円（所得に換算すると222万8千円）、配偶者、子供2人とも収入が無い場合

*年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

・昨年度は軽減制度の該当になりませんでした。今年度は「2割軽減」の対象世帯となります。軽減後の年税額は**429,600円**（昨年度より3.8%の減）となります。

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年度に限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（※ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

○上昇する医療費 ～早期発見早期治療で、医療費の抑制に努めましょう～

平成27年度の奥出雲町国民健康保険被保険者1人あたりの医療費が前年度より約7%増加しています。医療費が上昇し続けると国保税もそれに伴って引き上げていかねばなりません。ジュネリック医薬品の利用や定期的に健診を受けるなど、被保険者一人ひとりが病気の早期発見早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問合せ / ・資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
 ・税額関係…税務課 有線20-4103 電話52-2671